

広島県選挙管理委員会告示第三十一号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十八年六月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十八年六月九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
日本のことを大切にする党衆議院 広島県第一支部	伊藤 真二	伊藤 真二	広島市安佐北区安佐町後山5-2-1-8